

一関地区広域行政組合議会の議員の議員報酬等に関する条例

平成20年10月7日

一関地区広域行政組合条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項の規定に基づき、議会の議員に対して支給する議員報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬の額)

第2条 議員報酬の額は、次のとおりとする。

議 長	年額	3万6千円
副議長	年額	3万2千円
議 員	年額	3万円

(議員報酬等の支給方法)

第3条 議員報酬の支給方法並びに費用弁償の額及び支給方法については、一関市議会の議員の議員報酬等に関する条例（平成20年一関市条例第30号）の例による。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例の適用の日の前日までにおける附則第3項の規定による改正前の一関地区広域行政組合特別職の職員の給与に関する条例（平成18年一関地区広域行政組合条例第15号）の規定による議会議員の報酬については、なお従前の例による。

(一関地区広域行政組合特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

3 一関地区広域行政組合特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条第5項」を「第203条の2第4項」に改め、同条第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第3条第1項中「第1条第2項から第4号までに」を「第1条第2号及び第3号に」に改める。

別表議会議長の項、議会副議長の項及び議会議員の項を削る。